

函館市重度心身障害者医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年11月29日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第48号

函館市重度心身障害者医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

函館市重度心身障害者医療費助成条例施行規則（昭和48年函館市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第2号中「が市内に居住し、かつ、その」を「であつて市内に居住するものの」に改め、「が遠隔地被扶養者証その他の被扶養者のための被保険者証を交付されている場合における当該被扶養者」を削る。

第2条中「医療保険証（医療保険各法による被保険者証，受給資格者証および組合員証ならびに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による被保険者証をいう。）」を「，健康保険法（大正11年法律第70号）第51条の3第1項に規定する書面その他の医療保険各法または高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による記号および番号ならびに保険者名称が確認できるもの」に改める。

第4条の見出しを「（受給者証の提示）」に改め，同条中「受給者証を医療保険証とともに」を「医療保険各法または高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者，加入者，組合員または被扶養者であることの確認を電子資格確認等（医療保険各法または高齢者の医療の確保に関する法律に規定する電子資格確認等をいう。）により受給者が受ける際に，受給者証を」に改める。

別記第1号様式中「

被保険者証の 記号・番号

」を「

記号・番号

」に改める。

別記第 7 号様式中「

被保険者証の 記号・番号

」を「

記号・番号

」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の別記第 1 号様式の規定に基づき提出されている申請書は、改正後の別記第 1 号様式の規定に基づき提出された申請書とみなす。